

令和8年度藤井寺市観光プロモーション推進業務
プロポーザル募集要領

藤井寺市 市民生活部 産業創造室 観光課

1. 業務の概要

(1) 業務の名称

令和8年度藤井寺市観光プロモーション推進業務

(2) 業務の目的

本事業では、過去の事業を通じ主に子育て世代をターゲットとした観光プロモーションの取り組みとして、マイクロツーリズムの拡充、市内観光のためのコンテンツ作りとそれを利用したイベントの開催等を実施するとともに、本市が話題化されるためのプロモーション動画等の発信素材の制作や、地上波放送番組を活用した魅力発信事業によって本市の認知度向上・誘客促進を図ってきた。

令和8年度においては、これらの過年度成果品を適宜活用し、引き続き市内観光資源の充実・アイセルシュラホールの観光拠点機能強化のためのコンテンツの創出を図る。加えて、本市の市制施行60周年記念に伴い、各行事・イベントとも連携したプロモーション等により効果的な魅力発信を達成することを目的として業務を行う。

(3) 業務内容

本業務の内容は、別添仕様書〔令和8年度観光プロモーション推進業務仕様書〕に基づき各社の創意工夫により事業提案を行うこと。

(4) 履行期間

契約日の翌日より令和9年3月31日（水）まで

(5) 契約限度額

本業務の契約限度額は3,630,000円（消費税を含む）である。

2. 委託事業者選定方法

公募によるプロポーザル方式

3. スケジュール

スケジュール	日程
(1) 募集開始	令和8年6月23日（火）
(2) 参加申込等の提出締切	令和8年7月3日（金）【午後5時必着】
(3) 質問期間	令和8年7月7日（火）～ 令和8年7月10日（金）【午後5時必着】
(4) 質問回答	令和8年7月14日（火）【午後5時予定】
(5) 企画提案書等の提出締切	令和8年7月23日（木）【午後5時必着】
(6) プレゼンテーション実施日	令和8年7月末～8月初旬【予定】
(7) 審査結果通知	令和6年8月中旬【予定】

4. 参加資格

次の要件をすべての要件を満たす者とする。

- (1) 藤井寺市の令和7・8年度競争入札参加資格者名簿に登載されているまたは同等の基準を満たしていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

- であること。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)による手続き中でないこと。
 - (4) 藤井寺市暴力団排除条例(平成 25 年藤井寺市条例第 28 号)第 2 条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
 - (5) 提案書の提出日において、藤井寺市から指名停止等の措置を受けていないこと。
 - (6) 本業務の遂行に係る関係者等との連絡、調整、打合せ等を円滑に行い得る能力を有し、本事業の趣旨を十分に理解し、支障なく遂行できること。
 - (7) 本業務を一括再委託しない者であること。

5. 共同提案による参加

提案にあたっては共同事業者による参加も可能とし、下記のいずれかの要件を備えるものとの提案を可とする。

- (1) マーケティングに関するノウハウを有する。
- (2) PR コンテンツ作成に関するノウハウを有する。

共同提案にあたり、藤井寺市は代表する事業者とのみ委託契約を行うこととし、その他の共同事業者については、代表者との委託契約により業務を行うこと。その場合において本業務全体の進行管理及びとりまとめ等は代表者の責任において行うものとする。また、共同提案の場合は、業務分担の内訳を任意様式で提出すること。

なお、単独で参加する事業及び共同提案で参加するいずれの事業者も、この業務で他の共同提案の参加者となることはできない。

6. 提出書類

(1) 参加申込等の提出

企画提案書を提出(プロポーザル参加)する者は、下記のとおり参加申込書その他の必要書類を提出すること。なお、④～⑧については、藤井寺市の令和 7・8 年度競争入札参加資格者名簿に登録されている場合不要とする。

(ア) 提出書類

	提出書類	部数
①	企画提案参加申込書(様式 1)	1 部
②	会社概要書(様式 1-2)	1 部
③	同意書(様式 1-3)	1 部
④	定款【法人の場合】	1 部
⑤	登記事項証明書の写し【法人の場合】	1 部
⑥	代表者の住民票もしくは戸籍抄本の写し【個人の場合】	1 部
⑦	代表者の(身分)証明書の写し【個人の場合】	1 部
⑧	納税証明書(写し)	
	その 3 の 3 【法人の場合】	1 部
	その 3 の 2 【個人の場合】	1 部
⑨	業務分担の内訳表(任意様式)【共同提案の場合】	1 部

(イ) 提出期限

令和 8 年 7 月 3 日(金)【午後 5 時必着】

(ウ) 提出先

藤井寺市 市民生活部 産業創造室 観光課(アイセルシュラホール 1 階)

(エ) 提出方法

持参または郵送とする。

【持参の場合】上記提出期限までの午前9時から午後5時まで（閉館日を除く）に持参すること。

【郵送の場合】上記提出期限内必着とする。なお、簡易書留で送付するものとする。

(2) 企画提案書等の提出

(ア) 提出書類

下記についてA4版、文字サイズ10ポイント以上で作成の上、提出すること。

	提出書類	部数
①	企画提案提出書（様式2）	正本1部 副本10部
②	企画提案書（任意様式）	正本1部 副本10部
③	業務スケジュール及び実施体制（様式2-1）	正本1部 副本10部
④	業務実績（様式2-2）	正本1部 副本10部
⑤	見積書及び内訳書（任意様式）	正本1部 副本10部

(イ) 提出期限

令和8年7月23日（木）【午後5時必着】

(ウ) 提出先

藤井寺市 市民生活部 産業創造室 観光課（アイセルシュラホール1階）

〒583-0024 大阪府藤井寺市藤井寺 3-1-20

(エ) 提出方法

持参または郵送とする。

【持参の場合】上記提出期限までの午前9時から午後5時まで（閉館日を除く）に持参すること。

【郵送の場合】上記提出期限内必着とする。なお、簡易書留で送付するものとする。

(オ) 無効となるプロポーザル

プロポーザルが以下の項目に該当する場合には、無効となる場合がある。

- ①プロポーザルの提出方法、提出先、提出日に適合しないもの。
- ②指定する様式及び記載内容に適合しないもの。
- ③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ④虚偽の内容が記載されているもの。

7. 審査及び結果の通知

(1) 審査基準

別表「評価基準表」のとおり。

(2) 審査方法

提案内容は、「令和8年度藤井寺市観光プロモーション推進業務受託候補者庁内選定委員会」において、「評価基準表」に基づき審査し、総合得点の最高得点の者を受託候補者とし

て選定する。

提出書類の内容について、プレゼンテーションの実施を予定しており、日時等詳細は別途通知するが、プレゼンテーションは、令和8年7月末～8月初旬に実施予定である。また、応募状況によっては、「評価基準表」に基づき、一次選考として書類審査を実施する場合がある。

なお、総合点数が同点の者が複数いた場合は、見積り金額の低い者を受託候補者として選定する。また、総合点数が同点で、かつ、見積り金額が同額の者が複数いた場合は、「評価基準表」中の評価項目1の①・②の合計点数が高い者を受託候補者として選定するものとする。受託候補者選定後、藤井寺市は随意契約に向けた交渉を行う。なお、交渉に当たって、受託候補者が藤井寺市の令和7・8年度競争入札参加資格者名簿に登載されていない場合、「使用印鑑届」及び「印鑑証明書の写し」の提出を求めるので、留意しておくこと。（「使用印鑑届」の様式については、受託候補者が決定したのち受託候補者に提示するものとする。）

また、提出事業者が1社のみの場合には評価基準に基づき、総合点数360点以上をもって受託候補者とする。

(3) 審査結果の通知

令和8年8月中旬（予定）までに、プロポーザル参加事業者全員に電子メールで通知する。

8. 本企画提案募集に関する質問

このプロポーザルに関して質問がある場合は、「質問票（様式3）」を提出すること。

(1) 受付期間

令和8年7月7日（火）から令和8年7月10日（金）午後5時まで【必着】

(2) 提出方法

「質問票（様式3）」に必要事項を記入し、下記まで電子メールに添付して提出すること。電子メールの表題は「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とする。電子メール以外での質問（電話での問合せ等）については回答しない。

<送信先>

藤井寺市 市民生活部 産業創造室 観光課
メールアドレス kankou@city.fujiidera.lg.jp

(3) 回答

質問及びその回答の内容は、令和8年7月14日（火）午後5時までに、参加申込事業者全員に電子メールを送付する。

9. その他の留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 提出書類の提出後の修正または変更は一切認めない。
- (3) 提出書類の著作権は参加事業者に帰属する。ただし、藤井寺市がこのプロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、藤井寺市情報公開条例に基

- づき提出書類を公開することがある。
- (6) 参加表明を行ったものの、都合によりプロポーザルを辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式4）に必要事項を記入して提出すること。企画提案書等を提出した後の辞退は原則として認めない。
 - (7) メールでの連絡については、着信確認のための返信を必ず行うこと。
 - (8) この募集要領に定めのない事項については、関係法令等の定めるところによる。
 - (9) 本プロポーザルは、次年度以降の契約を確約するものではないので留意すること。
 - (10) 本プロポーザルは、国庫補助金等を利用する企画提案も可とする。ただし、国庫補助金等の利用については、事業主体が民間事業者であるものに限る。
 - (11) 国庫補助金等を利用する企画提案については、国庫補助金等が採択された場合、されなかった場合両方の提案を行うこと。

担当部課 藤井寺市 市民生活部 産業創造室 観光課
〒583-0024 大阪府藤井寺市藤井寺 3-1-20
tel : 072-952-7801
fax : 072-952-7806
e-mail: kankou@city.fujiidera.lg.jp

別表

○評価基準表

評価項目	配点	評価基準	
1 企画提案 (85点)	25点	①	本市の魅力について情報を収集・研究し、十分な魅力発信のための記事・番組等の制作が期待できるか。
	25点	②	本市の知名度やイメージの向上・来訪者促進につながるイベントの実施、魅力的なコンテンツ企画・制作が期待できるか。
	15点	③	全体を通じて魅力発信及び誘客促進を意識した企画内容となっているか。
	15点	④	今後自走可能なコンテンツの提案や、リピーターを生むようなイベントの企画等、長期的かつ持続可能な効果が見込まれる企画内容となっているか。
	5点	⑤	過年度成果品を活用した提案となっているか。
2 業務遂行体制 (15点)	15点	⑥	業務遂行に必要な経歴を有した人員の配置及び本市との協議等に応じる体制が確保されているか。また、無理のないスケジュールであるか。
合計	100点		

注：各委員の1事業者あたりの評価項目の合計は100点満点とし、総合点数は600点満点（100点×委員6人）とする。

各委員は、事業者毎に各評価項目を採点する。

総合点数が360点以上で、かつ、最も高い点数の事業者を選定することとする。

※総合点数が同点の者が複数いた場合は、見積金額の低い者を受託候補者として選定する。

また、総合点数が同点で、かつ、見積金額が同額の者が複数いた場合は、「評価基準表」中の評価項目1の①・②の合計点高い者を受託候補者として選定する。